

## 主治医意見書作成料及び指定医診断検査料の取扱いについて

### ●意見書作成料

	新規	継続
在宅	5,000 円	4,000 円
施設	4,000 円	3,000 円

※消費税は別途加算

### ●費用区分の判断基準について

#### (1) 新規・継続

新規	① 当該被保険者の意見書を医療機関において初めて記載する場合。 ② 認定申請を何度か行っている者について、以前に意見書を作成した医師以外の医師が初めて作成した場合。(ただし、前回の診療録を参照できない場合に限る。) ③ 同一医師が意見書を作成していても、所属する医療機関が異なる場合。(医療機関ごとに請求のため)
継続	① 当該申請者の主治医意見書を記載することが2回目以降の場合。 ② 前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して、当該医師以外の医師が記載した場合。

#### (2) 在宅・施設

在宅	医療機関への入院、介護保険施設または社会福祉施設に入所していない場合。 ※軽費老人ホーム・グループホーム・有料老人ホーム（ケアハウス）への入所者は在宅扱い。ただし入所者が医療機関や介護保険施設に入院入所した場合は施設扱い。
施設	介護保険施設、社会福祉施設及び医療施設であって入院・入所機能を有する施設において、当該施設の入院・入所者の健康管理を業務とする医師が作成した場合。

### ●指定医診断検査料

主治医がなく、主訴もない者については、指定医が意見書を作成する。診察の結果、特に医学的問題がない場合、医師の判断により必要に応じて※基本的な検査を行い、その結果に基づき主治医意見書を作成した場合に、当該検査に要する費用は意見書作成料と併せて請求できるものとする。ただし、診察の結果、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合においては、当該検査に要する費用は医療保険への請求とする。

#### ※基本的な検査の範囲

種類		金額	
診断	初診料	検査実施時点における国民健康保険の診療報酬単価に準じた額	
検査	認知機能検査		長谷川式知能評価スケール
	胸部単純X線		単純撮影（アナログ・デジタル） 写真診断（胸部） フィルム（大角）
	血液一般検査		血液採取（静脈） 末梢血液一般検査 血液学的検査判断料
	血液化学検査		血液化学検査（10項目以上） 生化学的検査（I）判断料
	尿一般検査		尿中一般物質定性判定量検査